

## 郡山市結核定期健康診断実施要領

平成17年4月1日制定  
平成23年4月1日一部改正  
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

### 1 目的

結核の早期発見、早期治療を促進し、結核の発病とまん延防止を図る。

### 2 対象者

郡山市に居住する、年度内到達年齢が65歳以上の者とする。

### 3 健康診断の方法

胸部X線直接撮影とする。

### 4 委託先

財団法人福島県保健衛生協会並びに社団法人郡山医師会とする。

### 5 実施内容

- (1) 結核定期健康診断の受診回数は、1人につき年度内に1回とする。
- (2) 結核定期健康診断の方法は、集団及び個別とする。
- (3) 結核定期健康診断の実施期間は、郡山市で行っている健康診査と同じとする。

### 6 結果区分

「異常認めず」・「要精密検査」とする。

### 7 結果通知

郡山市が受診者に通知する。

### 8 規定外事項

この要領に定めるものの他、結核健康診断の実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

### 附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。